

○交通事故負傷者救護搬送報償金贈与要綱の制定について（通達）

昭和49年11月22日

／福警交指内訓第1号／福警会内訓第2号／

本部長

交通事故による負傷者を救護し、又は医療機関に搬送した者に対して、報償金を贈与することにより、交通事故負傷者の救護活動を促進し、人命の尊重と交通道德の高揚を図るため、次のとおり「交通事故負傷者救護搬送報償金贈与要綱」を制定したので、別添「交通事故負傷者救護搬送報償金贈与要綱の運用について」に留意し、適切な運用に努められたい。

交通事故負傷者救護搬送報償金贈与要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、人命尊重の見地から交通事故による負傷者の救護活動の促進を図るため、その負傷者を救護した者又は医療機関に搬送した者（以下「救護搬送者」という。）に対する交通事故負傷者救護搬送報償金（以下「報償金」という。）の贈与について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する交通事故のうち、車両等の交通により人が負傷した事故をいう。
- (2) 医療機関 病院、医院、診療所その他負傷者の治療を行う施設をいう。
- (3) 救護搬送者 交通事故の現場又はその周辺において、負傷者の救出、救助、一時的な応急保護手当等の救護活動を行った者又は人力、車両等により、負傷者を医療機関等に搬送した者をいう。

（適用区域）

第3条 この要綱は、福岡県の区域内において発生した交通事故について適用するものとする。

（報償金の贈与対象者）

第4条 報償金は、救護搬送者に対して贈与するものとする。ただし、次の各号に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 交通事故の当事者及びその同乗者。ただし、営業車の乗客を除く。
- (2) 警察官、消防吏員及び医療機関の救急業務従事者
- (3) 負傷者の親族
- (4) その他報償金を贈与することが適当でないと認められる者

（贈与の認定）

第5条 警察署長又は高速道路交通警察隊長は、贈与の対象者及び報償金の額を認定するものとする。

2 前項の報償金の額は、救護又は搬送の行為1件につき、5,000円を超えない額とする。

（支出の手続）

第6条 報償金の支出の手続は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めるところによるものとする。